

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	国道10号別大地区（西大分地区）電線共同溝における電気通信地下設備の資産譲渡
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大分河川国道事務所長 谷川 征嗣 大分市西大道1丁目1番71号
契約締結日	令和 7年 5月22日
契約の相手方の 氏名及び住所	西日本電信電話（株）大分支店
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥25,891,193-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥0-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 件 名 : 国道10号別大地区（西大分地区）電線共同溝における電気通信地下設備の資産譲渡
2. 履行場所 : 大分県大分市大字鷺野字軒田938-1～大分市大字鷺野字四反畠1346-4
3. 隨意契約の相手方 : 名称 西日本電信電話株式会社 大分支店
住所 大分県大分市長浜町3丁目15番7号
電話 097-537-6229
4. 隨意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 資産譲渡の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 資産譲渡の目的

電線共同溝は、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、電線の設置及び管理を行う2以上の者の電線を収容するために道路管理者が道路の地下に設ける施設である。資産譲渡は、電線管理者の通信設備を電線共同溝として活用し、電線共同溝整備に関わる建設コスト等の抑制化を図るものである。

2) 資産譲渡の内容

- ・マンホール8個
- ・管路 延長6, 364.0m (旦長1, 272.8m)

3) 隨意契約に付する理由

電線管理者が所有する通信設備を電線共同溝の一部として利用するため、電線共同溝工事等の施行に伴う既設設備の有償譲渡及び当該設備の活用に関する協定に基づき、西日本電信電話株式会社 大分支店の資産である通信設備の譲渡について西日本電信電話株式会社 大分支店と、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

道路管理第二課 保全対策官

平山 絹一